

●香川県告示第510号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
東かがわ市五名	東村上川（7-16-I-2）	土石流	次の図のとおり
さぬき市寒川町石田東	大阪谷北川（12-20-II-2）	〃	〃
〃	大阪谷北川（12-20-II-3）	〃	〃

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
東かがわ市五名	日根川（7-11-I-1）	土石流	次の図のとおり
〃	日根川（7-11-I-2）	〃	〃
〃	日下川（7-12-I-1）	〃	〃
〃	日下川（7-12-I-2）	〃	〃
〃	石ヶ小屋川（7-14-I）	〃	〃
〃	東村上川（7-16-I-1）	〃	〃
〃	東村上川（7-16-I-2）	〃	〃
〃	村上下川（7-19-I）	〃	〃
〃	東尾端川（7-20-I）	〃	〃
〃	尾端川（7-21-I）	〃	〃
〃	椿原川（7-22-I）	〃	〃
〃	下椿原川（7-24-I）	〃	〃
〃	西笠ヶ峰川（7-8-II）	〃	〃
〃	笠ヶ峰川（7-9-II-1）	〃	〃

〃	笠ヶ峰川 (7-9-II-2)	〃	〃
〃	南村上川 (7-11-II)	〃	〃
〃	太郎川 (7-12-II)	〃	〃
〃	西太郎川 (7-13-II)	〃	〃
〃	掛橋川 (7-14-II)	〃	〃
〃	堂床川 (7-15-II)	〃	〃
〃	湊川 (7-16-II)	〃	〃
〃	北鈴竹川 (7-17-II)	〃	〃
〃	南鈴竹川 (7-18-II)	〃	〃
〃	椿原西栄川 (7-19-II)	〃	〃
〃	西小屋谷川 (7-21-II-1)	〃	〃
〃	西小屋谷川 (7-21-II-2)	〃	〃
〃	小屋谷川 (7-22-II)	〃	〃
〃	東小屋谷川 (7-23-II)	〃	〃
〃	大曲川 (7-24-II)	〃	〃
さぬき市寒川町石田東	焰硝谷川 (12-25-I)	〃	〃
〃	打見北川 (12-26-I)	〃	〃
〃	打見南川 (12-27-I)	〃	〃
〃	打見川 (12-28-I)	〃	〃
〃	板ノ尾川 (12-29-I)	〃	〃
〃	越太尾南川 (12-30-I)	〃	〃
〃	越太尾北川 (12-31-I)	〃	〃
〃	小柴谷北川 (12-32-I)	〃	〃
〃	小柴谷南川 (12-33-I)	〃	〃
〃	裏谷川 (12-19-II)	〃	〃
〃	大阪谷北川 (12-20-II-1)	〃	〃
〃	大阪谷北川 (12-20-II-3)	〃	〃
〃	大阪谷南川 (12-21-II)	〃	〃
東かがわ市五名	日下 (1) (II-996)	急傾斜地の崩壊	〃
〃	日下 (2) (II-997)	〃	〃
〃	日下 (3) (II-998)	〃	〃
〃	日下 (4) (II-999)	〃	〃
〃	鈴竹 (1) (II-1000)	〃	〃
〃	鈴竹 (2) (II-1006)	〃	〃
さぬき市寒川町石田東	門入 (1) (II-1075)	〃	〃
〃	門入 (2) (II-1076)	〃	〃
〃	門入 (6) (II-1077)	〃	〃
〃	門入 (3) (II-1078)	〃	〃
〃	打見 (III-2934)	〃	〃

(「次の図のとおり」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務

所、さぬき市建設経済部建設課及び東かがわ市事業部建設課に備え置いて縦覧に供する。)